

被保険者、事業主の皆さまへ

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^{（注1）}であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^{（注2）}、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^{（注3）}が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^{（注1）}である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

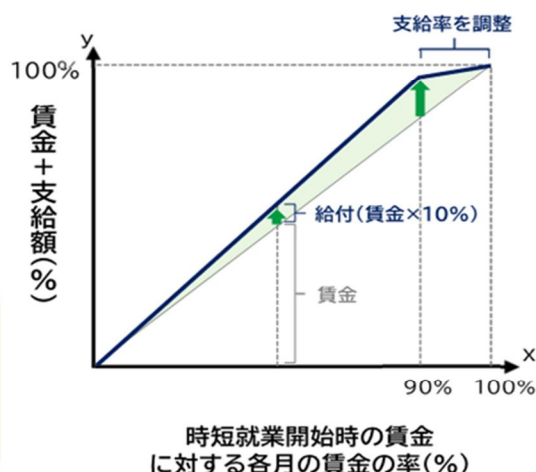
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準^{（注4）}を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額^{（注5）}を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月^{（裏面参照）}に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準^{（注4）}と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月^{（裏面参照）}に支払われた賃金額が支給限度額^{（注5）}以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額^{（注6）}以下であるとき

支給額のイメージ



※詳しくは管轄のハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

LL070203保01

【お問い合わせ先】

管轄の各ハローワーク、または千葉労働局職業安定課 雇用保険係（電話：043-221-4082）